3　保護及び管理の担い手の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

⑴　人材の育成及び配置

ア　都道府県職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都道府県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、都道府県や国、大学等が実施する研修等を受講する。都道府県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報の提供等を行う。

イ　鳥獣保護管理員の育成及び配置

都道府県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

ウ　市町村職員の育成

都道府県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

エ　民間の保護及び管理の担い手の育成

都道府県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

⑵　狩猟者の数の確保

都道府県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

4　鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

鳥獣保護センター等は、これまで傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的に、設置、整備されてきた。

近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、これまでの機能に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化又は新たな施設整備等に努める。

5　取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じる。

なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力に努める。

⑴　過去５年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。

⑵　狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。

ア　過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

イ　狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。

⑶　特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。

⑷　氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。

⑸　鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。

⑹　我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。

⑺　取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。

⑻　狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。

⑼　任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

⑽　警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。

6　必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和25年法律第226号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第九　その他

以下について、必要な事項を記載するよう努める。

1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題を整理する。

2　地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができる。この場合には、鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す。

3　狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

4　傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。

⑴　目的や手法の明確化

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化することが重要である。特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常の把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る必要がある。